

## 食品に係る放射性物質検査結果(令和4年4月1日～令和4年4月30日)

農産物、林産物、畜産物、水産物、野生鳥獣及び県内で販売される食品等において検査を実施。検査結果は、「みやぎ原子力情報ステーション」等で国内外に向けて公表した。

### みやぎ原子力情報ステーション

飲食物関連 農林産物の測定結果  
 飲食物関連 穀物の測定結果  
 飲食物関連 原乳の測定結果  
 畜産課 牛肉の測定結果  
 飲食物関連 水産物の測定結果  
 食と暮らしの安全推進課 流通食品の測定結果  
 健康・食品関連 野生鳥獣肉  
 飲食物関連 住民持ち込み測定

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info>

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/food-drink/agri/>

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/food-drink/grain/>

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/food-drink/milk/>

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/syukkakannrenn-r2monitoring.html>

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/food-drink/seafood/>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/n-index.html>

[https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/?term=health\\_7](https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/?term=health_7)

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/food-drink/kensamotikomi/>

### ●食品に係る放射性物質検査結果

区分	検査対象	基準値 Bq/kg	検査 点数	基準値 超過数	内訳			基準値超過品目※1		
					精密・簡易の別		基準値 超過数			
出荷前	農産物	野菜類, 果実類, 穀類 等	100	14	0	精密		—		
	原乳	原乳	50	3	0	精密		—		
	牛肉	牛肉	100	481	0	簡易	仙台	467	0	—
							米山	14	0	
	水産物	海産魚種, 内水面魚類 ほか	100	1,089	0	精密		370	0	—
						簡易※2		719	0	
	林産物	きのこ, 山菜類ほか	100	755	0	精密		124	0	—
非破壊※3 (スクリーニング値超過)							631 (8)	※4		
野生鳥獣肉※5	イノシシ, ツキノワグマ, ニホンジカほか	100	0	0	精密				—	
	ニホンジカ		12	0					—	
小計			2,354	0						
出荷後	流通食品	飲料水	10	0	0	精密			—	
		牛乳, 乳児用食品	50	3	0					
		一般食品	100	11	0		簡易			
小計			14	0						

※1 基準値超過品目は、現在、国から出荷制限指示等を受けている品目です。

※2 水産物の簡易検査の点数は、魚市場等で検査された点数を記載しています。

※3 非破壊式放射能測定装置により、スクリーニング値以下であることが確認された気仙沼市の「野生マツタケ」及び丸森町(一部地域)の「たけのこ」について出荷制限が解除されたことに伴い、実施することとなった検査です。

※4 林産物の非破壊検査でスクリーニング値を超過した検体は、廃棄又は精密検査を行います。

※5 野生鳥獣肉の検査点数は、上段がモニタリング分、下段は出荷を目的にしたニホンジカの全頭検査分です。

### ●住民持ち込み測定結果

区分	備考	基準値 Bq/kg	検査 点数	基準値 超過数	内訳		基準値超過品目	
					精密・簡易の別	基準値 超過数		
住民 持 込	家庭菜園ほか ※非食品含む	一般食品については、食品衛生 法で定める基準値(100Bq/kg) を参考として運用	各々	21	0	簡易		—
小計			21	0				



## 「たけのこ」の出荷制限一部解除について (丸森町旧金山町, 旧館矢間村, 旧大張村)

令和4年3月30日, 原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から, 下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

平成24年5月1日付けで原子力災害対策本部長から, 出荷制限指示\*が出されていた丸森町(旧金山町, 旧館矢間村, 旧大張村)の「たけのこ」のうち, 非破壊式放射能測定装置により基準値以下であることが確認された「たけのこ」。

※平成24年4月25日にたけのこから基準値を超える放射性セシウムを検出

#### 2 経過

- (1) 令和3年3月に原子力災害対策本部の「検査計画, 出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され, 非破壊検査による出荷制限の一部解除が可能となった。
- (2) 丸森町において, 非破壊式放射能測定装置を導入し, 出荷者及び関係団体等と出荷体制の整備を進めてきた結果, その体制が整ったため, 原子力災害対策本部長に解除申請を行ったもの。

#### 3 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 出荷者は県の認証登録を受けるとともに, 採取地, 出荷者の住所及び氏名等を明示し, 登録先の販売施設(直売所, 道の駅等)に限定して販売する。
- (2) 丸森町による検査は, 丸森町(旧金山町, 旧館矢間村, 旧大張村)で出荷するすべてのたけのこ全数について実施し, 非破壊検査により安全を確認する。
- (3) 県による検査は, 出荷前に3検体以上実施し, 併せて出荷期間中に毎週1検体以上精密検査(破壊検査)を実施して安全性を確認する。

#### 4 参考

- (1) 出荷制限と解除の状況  
これまで丸森町, 栗原市でたけのこ出荷制限が指示されていたが, 今回, 丸森町(旧金山町, 旧館矢間村, 旧大張村)のたけのこのうち, 非破壊検査により基準値以下であることが確認されたものが解除されたもの。
- (2) 出荷制限解除の仕組み  
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い, 制限解除が指示される。

※ 令和4年3月30日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については, 別紙「林産物の出荷制限及び出荷自粛の状況」のとおりです。

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

令和4年3月30日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	きそてつ (こまみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木ムキタケ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●H24.5.1) ※27.4.24 解除							制1
角田市	●24.1.16 ※30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除 ※29.11.29(2名)解除 ※29.12.14(1名)解除 ※30.4.27(1名)解除 ※1.8.8(1名)解除 ※3.2.17(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町, 旧小斎村解除 ※30.11.28 旧葺甫村, 旧大内村解除 ※R4.3.30 旧金山町, 旧館矢間村, 旧大張村非破壊検査解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培ものに 限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18(2名)解除 ※27.7.21(3名)解除 ※28.1.8(2名)解除 ※1.10.21(1名)解除 ※2.3.5(1名)解除 ※3.1.21(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※30.1.18(1名)解除 ※3.1.19(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※27.2.18(1名)解除			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1, 自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※30.2.13(1名)解除		●24.4.27 ※H27.6.23 (栽培), H29.5.23(野 生)解除	●24.5.9	(●28.6.7 旧三本木町に 限る) ※30.10.25解除	●26.4.25 ※4.2.9解除	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制5 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※29.4.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除 ※30.1.12(1名)解除 ※2.1.10(1名)解除		(●24.5.2) ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除 ※30.9.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除 ※3.12.15(1名)解除		●24.4.27 ※30.11.13 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町, 旧高清水町, 旧瀬峰町, 旧志波姫町解 除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一追町解除	●26.4.25		○23.11.16 ※28.2.2 (1名)解除 ※30.1.19 (1名)解除 ※1.12.10 (1名)解除 ※1.12.17 (1名)解除 ※3.12.15 (1名)解除		●24.10.18		制5, 自1 一部解除3
石巻市	●24.4.19 ※2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※26.8.26(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7						●04.2.9		制3 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●24.5.9) ※29.7.24 解除	●24.5.11		(●26.4.25) ※30.8.6解除	●24.5.11			●02.12.25 ※03.9.10 野生マツ タケ(非破 壊検査) 解除	○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除	制4, 自1 一部解除3
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	1	3	2	0	7	0	制43
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の日 ○出荷自粛要請の日 ※出荷制限解除の日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計54名  
 解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名  
 解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計5名  
 解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計5名

\*「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。  
 ・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限指示され  
 注「原木しいたけ(露地) (施設)、原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画」に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」で  
 あり、( )内の人数は、解除日より新たに出荷再開できるようになった人数である。